

令和7年度

第2回 国民健康保険運営協議会 会議録

日時 : 令和8年2月10日(火) 午後2時

場所 : 交野市役所 本館3階 第二委員会室

## 令和7年度 第2回交野市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 開会 令和8年2月10日（火）午後2時

2. 閉会 令和8年2月10日（火）午後3時

3. 出席委員 会長 前波 艶子  
副会長 青山 雅宏  
委員 東 恵美  
委員 河辻 和文  
委員 小菓 裕成  
委員 佐寫 英則  
委員 新庄 士郎  
委員 長井 輝臣  
委員 羽尻 昌功  
委員 波戸 良光  
委員 山口 由美子

欠席委員 委員 河本 悦子  
委員 西川 登志雄

4. 事務局 市民部長 小川 暢子  
市民部次長 菅 和美  
医療保険課長 堤下 栄基  
医療保険課長代理 亀井 香織  
医療保険課長代理 村田 奈美  
医療保険課係長 中田 学

5. 議事案件 ・報告

1. 子ども・子育て支援金制度について
2. 令和8年度国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について
3. 国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて
4. 令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）について
5. 交野市特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の進捗報告について

前波会長：それでは定刻となりましたので、「令和7年度第2回国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

本日は公私なにかと、ご多忙の中、本協議会にご出席賜り、厚くお礼申し上げます。  
まず、本運営協議会の開会にあたりまして、山本市長よりご挨拶をいただきます。

山本市長、よろしくお願ひします。

山本市長：みなさん改めましてこんにちは。市長の山本でございます。本日は、みなさん何かとお忙しい中にも関わらず本運営協議会にご出席くださいましたことを、深く感謝を申し上げます、ありがとうございます。

本日の運営協議会におきましては令和 8 年度の国保に関しましての様々な議論がなされる予定でございます。令和 8 年度の国保料は全般といたしまして引き上げられる見込みでございます。特に特筆すべきところといたしましては、子ども・子育て支援制度に伴いまして、国保につきましても一定負担が求められることになる予定でございます。また、他にも様々な変更が予定をされております。

令和 6 年度から大阪府におきましては国保の統一保険料が導入されておきまして、本市におきましても結果的にかなり国保料については引き上げられております。

本市といたしましては、統一国保に関しましてはかなりの反対の立場でございます。というのも本市にとりましては国保料が極めて上がったのだけれども、結果として交野市に何のメリットがあったかというとはなくて、大阪府市町村会に対する要望でも、そのことに関しまして強く申し入れを行ってはいらぬもの、今のところ大阪府の回答として統一保険料によるメリットは財政的に安定するのみで、他にメリットはないと普通に言っているのが現状でございます。

これまででしたら、基金を活用したり、市民の皆様の所得水準が高い地域であることから、本市につきましては安い保険料率で国保が運営できていたのが、大阪府下全体で一緒にすることにより、高い国保料で何もメリットがないという状況になっており、令和 8 年度についても国保料が引き上げられ、子ども分が導入されることでさらに保険料が高くなるという実態でございます。

一方で介護保険料に関しましては統一されておきませんので、現状におきましては大阪府下 33 市で一番安い介護保険料を実現しているところであり、令和 9 年度から新たな介護保険料の設定をする予定ではありますが、国保料があまりにも高いという現状をしっかりと鑑みた上で、介護保険料を設定したいと思っております。

また、私は同時に大阪府の市町村共済組合の役員、理事も同時にやっております。共済組合の方は、実は令和 8 年度から逆に保険料率は下がります。というのも全体的に現役世代に関しましては、毎年 2%、3%の賃上げが行われて標準報酬が上がっている、特に会計年度任用職員の皆さんがこの 2、3 年で 3、40%給与の引き上げが行われておきまして、結果的に報酬が増えて保険料率は下がっているんですけども、国保に加入されている方はご高齢の方が非常に多く、また所得水準も全般的に低い方が多いという構造的な問題がかなりありまして、非常に負担、保険料率が高くならざるを得ない状況でございます。ただ、一方で皆さんご承知のとおり、維新の一部議員が高すぎる国保に関しまして、払いたくないからと言って一般社団法人の理事に就任をして国保を逃れるという許しがたい行為をやっておりますので、本市といたしましても、きっちり日本年金機構に関しまして調査の要望を先般いたしたところでございますし、社会保険料を下げる改革と言いながら一方で国保逃れをするというようなこと、一部の維新の参議院議員に至ってはサラリーマン時代の任意継続を利用して、年収 2,000 万円以上もらいながらも国保から逃れるといっ

た行為が横行していると聞いているところで、そういったところもやはり本市といたしましてもけじめをつけるべきといった声は上げていきたいというふうには思っております。私といたしましては国民健康保険に関しましては、国民皆保険の基礎となる非常に重要な制度とどういうふうに考えておりますとともに、非常に厳しい状況にあると思っております。高すぎる国保料という課題がある中で、本市といたしましてはしっかりと府や国に対しまして、その制度と、そもそも分母の母数の構成があまりにも偏ってしまっている、やはり国保側に極めて不利な状況にあるということも含めて制度の改正も含めてしっかりと声を上げていきたいというふうには思っております。本日の皆様から頂いたご意見も含めまして、しっかりと今後の国民健康保険の運営に役立てていけたらと思っております。本日は皆さん大変お忙しい中とは思いますが、運営協議会にご出席くださいましたことを改めて感謝申し上げます、簡単ではありますが私からのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

前波会長：市長ありがとうございました。

なお、山本市長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。  
ありがとうございました。

( 山本市長 退席 )

前波会長：次に、本日の会議は公開の対象となっておりますが、傍聴を希望されておられる方がおられれば、公開としたいと思います、よろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

前波会長：特にご異議がないようですので、会議は公開といたします。

傍聴者、ご希望の方おられますでしょうか。  
おられましたら入室、お願いいたします。

堤下課長：傍聴の希望は、本日はございませんでした。

前波会長：ありがとうございました。

それでは、委員の出席状況を事務局から報告願います。

亀井課長代理

：本日の出席状況を報告いたします。  
2名の欠席連絡がございました。現在、委員定数13名中11名の出席でございます。  
以上で報告といたします。

前波会長：ただいまの報告のとおり、協議会規則第7条の規定に基づき、本運営協議会は成立いたし

ました。

続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第 13 条により、議長が指名することになっておりますので、被保険者を代表する東委員、保険医・保険薬剤師を代表する羽尻委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず、報告案件 1 点目「子ども・子育て支援金制度」について、事務局より報告願います。

中田係長：着座にて失礼いたします。

本日お配りしている資料、また事前を送付している資料の確認をさせていただきます。

本日机上に配布させていただいておりますのは、本協議会の次第が一部、委員名簿が一部、令和 8 年度の国民健康保険の特別会計予算案 A3 のものが一枚、国民健康保険特別会計の予算書が一枚となっております。また、7 ページの軽減判定も少し修正がありましたので本日差し替えさせていただきたいと思っております。

事前にお配りしているものが、運営協議会資料一式と、大阪府の参考資料として資料 1 と資料 3 をそれぞれ事前にお渡しさせていただいております。

以上、資料に過不足はございませんでしょうか。

それでは、子ども・子育て支援金制度について説明させていただきたいと思っております。

事前にお配りしております、運営協議会資料の 1 ページをご覧くださいと思います。こちらの資料ですが、こども家庭庁が被保険者の方向けに作成したリーフレットになります。

子ども・子育て支援金制度ですが、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な子ども・子育て支援の強化に向けた施策に対する安定した財源を確保するため、令和 6 年 6 月 12 日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、創設されました。

子ども・子育て支援金制度は、子ども・子育て支援施策にかかる財源の一部に充てるための特定財源として、医療保険の加入者や事業主の方々を含む全世代・全経済主体から、世代を超えて社会全体で子育てを支えるため、医療保険料とあわせて所得に応じて拠出を求める仕組みとなっております。

そのため、国民健康保険のみならず、被用者保険や後期高齢者医療制度などすべての医療保険者は、子ども・子育て支援法に基づき、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を被保険者から徴収し、国に納付することが義務付けられたことから、国民健康保険においても、令和 8 年度分から従来の医療分・後期支援金分・介護分に加えて、新たに子ども支援金分が保険料に加わることとなります。

次に、2 枚目の資料 3 ページをご覧ください。

上に表につきましては、1 人当たりの保険料への影響となります。子ども家庭庁が試算したところ、令和 8 年度の国民健康保険の被保険者については、月額 250 円、年間に直すと 3,000 円程度の負担増が見込まれております。

その下の図でございますが、令和 8 年度からの国民健康保険料の構成について年齢別にお示ししております。これまでの医療分・後期支援金分・介護分に加えまして、子ども支

援金分が追加されることとなります。ただし、17歳以下の方につきましては、子育て支援の観点から、均等割額が10割軽減されることになっております。

子ども・子育て支援金制度を踏まえました本市国民健康保険料につきましては、この後の国民健康保険料のところで説明させていただきます。

説明は以上です。

前波会長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございませんか。

波戸委員：最近多いですね、支援金といって保険料がどんどん税金として吸い取られることが多いですけども、非常に分かりにくいと思います。どうしてわざわざ保険料から支援金が引かれるのかということの説明してほしいと思います。分かりにくい制度だと思うのですがいかがでしょうか。

前波会長：事務局お願いします。

堤下課長：国民健康保険料につきましては、医療にかかるものは医療費、後期高齢者の医療費につきましては支援金分、介護保険料にかかるものは介護分という形で構成されておりますが、この度の子ども・子育て支援金分につきましては、子ども施策を支える分ということで、国の方で子ども・子育て支援金という表現をされているところでございます。

波戸委員：支援金、支援金といいますけれどね、一般には分かりづらい制度ではないですかね。もっと明瞭にこれだけのものが引かれているということがはっきりわかるような方式とか施策がなされるべきではないですか。非常にこれは不明瞭なところから引かれている税金という感じがしますが、いかがでしょうか。

前波会長：事務局お願いします。

堤下課長：どういったところから引かれるのかわからないといった委員のおっしゃるところもあろうかと思いますが、毎年、国民健康保険料を通知する際には、「国保かたの」というリーフレットを同封し、保険料の構成として医療分、後期支援金分、介護分があることを説明させていただいております。その中で、新たに子ども・子育て支援金が創設されますことから、令和8年度の国民健康保険料の通知を行う際には、子ども・子育て支援金分とはこういったものであるということを記載したいと考えております。ただ、支援金という表現については、国の方で決まっているところですので、理解していただけるような説明を行ってまいりたいと考えているところでございます。

長井委員：子ども・子育て支援金は保険料ではないんですよね。ですから非常に分かりにくいということ、ただ国民健康保険の方としては国から保険料として取ってくださいと法律で書かれ

ていたもんだから仕方なくやるということだろうと思うんですけどね。普通の一般の方については一緒にどっと取られるという感覚、また保険料が上がったという感覚が残ってくるので、ここの部分はきちっと区分してわかりやすいように丁寧に広報しといてあげないと非常にみんな誤解をするんじゃないかと思うんですよ。うまい表現の仕方があればいいんですが。保険料じゃなくて税金というのもおかしいでしょうし、何かこの子育てのための支出金位にしておいたほうがよかったなど私個人としてはしますけど、うまく丁寧に説明できるようにしといた方がいいんじゃないかと思います。ご意見として。

前波会長：ありがとうございます。

東委員：やっぱりお二人がおっしゃったとおり、この子育て・支援金制度というのはいいですけどなぜ国保から取るのか、違うところから出すべきでないですか。それがちょっと理解できません。

堤下課長：そちらについてなんですけど、社会保険加入者であったり、後期高齢者医療保険加入者であったりとか、すべての保険加入者にこちらの子ども・子育て支援金が創設されるもので、その1つとして国保も対象になってくる制度として決まっておるところなので、国保からも徴収がかかるという状況になっているものがございます。

前波会長：なかなかやっぱり納得できないというか、意味合いとしてわかりにくい部分だと思うんですよ。子育て支援って聞こえはいいけど、実際に支援するのになんで保険料からっていう疑問を多分皆さんお持ちだろうと思うんですけど、事務局はわかりやすく説明って言われても、かみ砕いて説明しても、結果的には変わらないのかなという気もしないでもないんですけど、それこそ国で決められたことに従わないと仕方ないなっていうところで収まってしまうんですけど、時間かけて疑問に思われた声が上がれば、それに対してはこまめにお答えしていただくしかないのかなというふうに思いますので、事務局の方は、よろしく願いいたします。

前波会長：他にございませんか。

よろしいでしょうか。ないようですので、質問はこれで終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

続きまして、報告第2点目、令和8年度国民健康保険の保険料の本算定結果について事務局より報告願います。

堤下課長：改めまして、医療保険課の堤下です。着座にて説明させていただきます。

それでは、報告の2番目、令和8年度国民健康保険の保険料の本算定結果としての「保険料率」及び「賦課限度額」についてご説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。まず、「令和8年度の保険料率から」ご説明させていただきます。

令和 6 年度より大阪府では保険料率等の完全統一が行われておりますが、令和 8 年度の保険料の料率が大阪府より示されました。

示されたものについては別添の資料として別でお配りさせていただいております。こちらの 4 ページの上の表が令和 8 年度の料率になりますが、下段の令和 7 年度の料率に比べ、医療分・後期支援金分・介護分のそれぞれ所得割・均等割・平等割、すべての項目において、率及び額が上がっております。

令和 8 年度におきましては、先ほどありました子ども・子育て支援金分が加えられております。

賦課限度額については、後ほど説明いたします。

この料率が上がった原因でございますが、令和 8 年度の診療報酬改定がプラス改定となることや 65 歳から 74 歳の前期高齢者に関する交付金が減少すること、出産育児一時金に関する制度が変更され、今まで一般会計から繰り入れておりましたものが、保険料で賄うこととなったこと、また、下の表にありますとおり、一人当たりの保険給付費の増加が見込まれることなどが、保険料率が上がる要因でございます。

下の表のとおり、一人当たりの保険給付費は、令和 7 年度の 36 万 4 千 315 円から 37 万 8 千 112 円と 1 万 3 千 797 円増加を見込まれています。

5 ページですが、令和 7 年度と令和 8 年度の保険料額を示しております。

左側が令和 7 年度、真ん中が令和 8 年度、右側が差額を記載しております。一部を除き、各所得とも保険料が上昇しております。

それぞれの所得、人数についての保険料をご参照ください。

所得 0 から所得 300 万円の世帯を示しており、保険料として 900 円程度から 2 万 5 千円程度上がっている状況でございます。

所得 100 万円の 1 人のみ、保険料の軽減判定基準の拡大によりまして、保険料均等割額と平等割額分の保険料が下がり、1 万 2 千 611 円または 1 万 6 千 222 円と、ここの部分だけ減額ということになります。

右側上段の表にあります、所得が 600 万円までを示させていただいております。その下につきましては、市長も挨拶の中でおっしゃっていたとおり低所得者が多いこと、また比較的年齢層高いという、国民健康保険の特徴を示す所得分布、並びに年齢分布というところになります。

令和 8 年度の保険料率につきましては以上です。

続きまして、「国民健康保険料賦課限度額について」ご説明いたします。

今回は、医療分及び後期支援金分の保険料賦課限度額について改定されたこと、また子ども・子育て支援金分について限度額が設けられたものでございます。介護分につきましては改定はございません。

賦課限度額につきましては、国の税制大綱が閣議決定される中で、国の基準を引き上げることが示され、国民健康保険法施行令が改正されたところです。

大阪府におきましては、国民健康保険を運営するに当たりまして必要予算額を算出するときには、時期的に国の改定が間に合いませんので、国基準より 1 年遅れで賦課限度額を適

用している状況でございます。

従いまして、大阪府の令和8年度における医療分の賦課限度額につきましては66万円で、前年より1万円の引き上げでございます。後期支援金分の賦課限度額につきましては26万円で、前年より2万円の引き上げとなっております。

また、新たに設けられます、子ども・子育て支援金分につきましては、国基準におきまして限度額が3万円とされましたので、本市においても3万円とするものです。

今回の改正により、医療分・後期支援金分・介護分および子ども・子育て支援金分の保険料の上限額の合計は112万円となり、この引き上げにより、高所得者の保険料が増えることにより中・低所得者層の負担軽減を図るものです。

参考としまして、令和7年度の賦課状況で令和8年度の「保険料率」と「限度額」で算出した場合、子ども・子育て支援金分を除きますが、保険料が限度額に達する世帯は令和7年では161世帯ですが、令和8年度の想定では163世帯となり、2世帯増加の見込みでございます。

実際に交野で試算した時には2世帯という部分なので、どれぐらい中・低所得者の負担軽減につながるか単体で見たときにはそこまでではないかもしれないですけども、大阪府下全体で見ると、少し、中・低所得者の負担が軽減されるのかと思われま。

以上で、令和8年度の保険料率及び賦課限度額についての説明を終わります。

前波会長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございませんか。

波戸委員：上限の112万に達する世帯数の6年、7年、8年のトータルの確認をさせていただきたいですね、何世帯ずつあったんですかね。

堤下課長：令和7年が161世帯、令和8年度が163世帯です。

前波会長：他にございませんでしょうか。

他に質問がないようですので、続きまして報告案件3件目国民健康保険料軽減判定の所得基準見直しについて報告願います。

中田係長：本日配布しております7ページの資料の表をご覧ください。

保険料につきましては、所得に対して賦課される所得割額、被保険者1人当たりにかかる均等割額、1世帯あたりにかかる平等割額があり、このうち、均等割額と平等割額につきましては、合計所得金額が一定基準以下の場合に、軽減がかかる仕組みとなっております。

所得基準額の欄には軽減判定所得の基準となる額の計算方法が記載されておりますが、今回、この基準額につきましては、国民健康保険の被保険者間の保険料負担の公平性の確保及び、とりわけ中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、令和8年度

保険料より、5割軽減と2割軽減につきまして、それぞれ基準所得額が引き上げられることとなりました。

具体的には、5割軽減は現行の30万5千円から31万円、2割軽減は現行の56万円から57万円となりまして、該当される世帯には、保険料の均等割額及び平等割額を自動的に軽減し、保険料が算定されることになっております。

例といたしまして、表の中ほどには3人世帯で給与所得者1人の場合の所得基準額を記載しております。

このうち、この世帯に係る5割負担と判定される基準所得額の上限につきましては、現在30万5千円に被保険者数3人分を掛けた91万5千円と43万円を合計した134万5千円となるところ、30万5千円が31万円になることで、改正後の基準所得額が3人で1万5千円引きあがり、その結果136万円となります。

同様に、この世帯に係る2割負担と判定される基準所得額の上限につきましては56万円が57万円になることにより、現行の211万円から214万円と引き上がることとなります。

この改正による影響につきまして、令和7年度保険料賦課時点の6月1日で算出してみたところ、5割軽減が15世帯、2割軽減で11世帯が新たに対象となり、ともにわずかではありますが、軽減の対象となる世帯は増えることとなります。

軽減される保険料相当額の財源としては、大阪府から4分の3、市一般会計から4分の1が基盤安定繰入金として補てんされることとなっております。

説明は以上となります。

前波会長：はい、ありがとうございました。

ただいまの報告について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご質問がないようですので、続きまして報告案件4点目、令和8年度国民健康保険特別会計予算案について事務局より報告願います。

堤下課長：令和8年度国民健康保険特別会計予算案について説明いたします。

資料につきましては、本日お配りしました差替え版をご覧ください。

資料の8ページは、事前説明をさせていただいた際、最終調整前ということで予算金額に変更がある可能性がありますとお伝えしておりましたが、最終金額に変更はありませんでした。ただし、標記に誤りが少しありましたので、本日の差替え版で願います。

まず、令和8年度予算につきましては、子ども・子育て支援金分に関する保険料の項目を追加いたしました。それ以外は、令和7年度予算をおおむね踏襲する内容で3月議会（定例会）に提出する予定としております。

それでは、「当初予算対前年度比」の歳入・歳出についてご説明いたします。こちらの資料は、本日お配りしました予算書案、本体になりますが、そちらをまとめた資料となります。

歳入・歳出合計が72億7千263万4千円、前年度より1億2千489万2千円のマイ

ナスとなっております。

まず歳入の保険料ですが、令和 8 年度から「子ども・子育て支援金分」の徴収がありますので、保険料の歳入を新設いたしました。被保険者数は減少を見込んでおりますが、子ども・子育て支援金分を除いた保険料の歳入は、保険料率の上昇により前年度とあまり変わらない状況となっております。

この医療分、後期支援金分及び介護分に子ども・子育て支援金のおよそ 3 千万円を加えた額の 14 億 3 千 606 万 9 千円が令和 8 年度の保険料となっております。

国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援金制度が開始されますことから、それに伴い、現在使用しているシステムを改修する必要がありますので、その補助金として前年度より多い 675 万 5 千円を計上しています。

府支出金につきましては、医療費に係る費用について普通交付金として交付されますが、被保険者の減少などにより、交付金が 1 億 1 千 400 万円程度減少しています。

次に繰入金の出産育児一時金をご覧ください。

令和 8 年度は予算を 0 としております。こちらは、出産育児一時金について、国の制度見直しにより、今まで一般会計予算から国民健康保険特別会計にその費用を繰入しておりましたが、保険料の一般医療分を財源とすることとされたので、計上しなくなりました。

その他、歳入の多くは、大阪府から示される費用を予算に計上しておりますが、財政調整基金繰入金については、保険料抑制のため、被保険者 1 人につき 680 円を事業費納付金として、大阪府へ納付するもので、被保険者数 11,255 人分で 765 万 4 千円を計上しております。

次に下段の歳出案をご覧ください。

歳出に関しては、昨年と大きき変わるところはございません。

保険給付費につきましては、一人当たりの保険給付費の増加が予想されますが、被保険者数の減少によりまして、保険給付費はそれぞれ減少しているところでございます。

保健事業費につきましては、特定健診受診者増など保健事業をより充実するための費用の確保として増額しております。

以上が令和 8 年度の国民健康保険特別会計の歳出予算でございます。

説明は以上です。

前波会長：ありがとうございました。

ただ今の報告について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

佐々委員：資料の 4 ページの下から 5 行目に「前期高齢者交付金の減少を受け」と書いていますが、一回でも歳入の中に前期高齢者交付金は入っているのでしょうか。

堤下課長：市においては、歳入の中の府支出金に普通交付金がございますが、前期高齢者の給付費も含めて交付されるものでございます。

前波会長：他にございませんでしょうか。

長井委員：財政調整基金の繰入金、一人当たり 680 円は大阪府へ納付するのですか。

堤下課長：大阪府へ納付するものでございます。

長井委員：大阪府へ納付するのに、歳入に計上されているのはなぜ。

堤下課長：交野市の財政調整基金を取り崩していったん歳入として受け入れるためでございます。

長井委員：どの科目で支出するのですか。

堤下課長：事業費納付金の中に含まれております。

長井委員：交野市の財政調整基金、昨年度末で 5 億円強あったと記憶していますが、現在の残高を教えてくださいませんか。

堤下課長：5 億 9 千万円でございます。

長井委員：あまり変わってないのですね。ということは、毎年毎年この金額が基金の残高としてあがっているけれども、本来であれば他市の財政状況なども勘案すると、金額は変わってくると思うのですが。逆にその影響を受けて、大幅に増加することもあるのですか。

堤下課長：財政調整事業の納付金はこの 3 年で決められておりまして、令和 8 年度までが一人当たり 680 円となっておりますが、それ以降は、大幅かはわかりませんが、増える可能性はございます。ただ、本市には 5 億 9 千万円の基金がありますが、市町村によっては、そういったお金を捻出することができないところもありますので。

長井委員：ということは、メリットはまったくないとおっしゃっているのと同じですけども、統一保険料になったことによる影響の最たるものではないかと。何らかの形で、大阪府に健全な運営をしているところについて、財政支援をしてもらうような要望もしていけないのではないのですかね、負担を抑制するために。一人一人の被保険者の負担が少しでもやわらぐように。会計的にはこれでいいのでしょうか、やり方としてそういう取り決めが必要ではないかという気がします。ご意見として。

堤下課長：捕捉になりますが、基金の残高ですが先ほど 5 億 9 千万円と申し上げましたが、ここ数年は大阪府へ毎年約 800 万円を納める、その部分を基金を取り崩していましたが、令和 7 年度につきましては、基金への積み立てが 600 万円で、800 万円を基金を取り崩して納付することになるので、昨年とあまり金額に変わりがない状況となっているところで、ご報告させていただきます。

長井委員：どちらにしても、基金は交野市の被保険者にとって有益となるような事業運営のために残しているものと思うんですね。そして大阪府が召し上げるとはしませんとはっきり言っているわけなので、それはちゃんとフォローしてくださいね。

前波会長：ありがとうございます。

帳尻が合えばそれでいいのではなくて、心情的なところもありますので、そのあたりも考慮してよろしくをお願いします。

他にご意見、ご質問はないでしょうか。

ないようですので、報告案件5点目。その他について事務局より報告願をお願いします。

村田課長代理

：資料の9ページをご覧ください。こちらに関しましては保健事業の関係になります、交野市健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の進捗状況について報告させていただきます。前回の協議会でも予定に関してはお伝えしておりましたが、令和8年1月27日に交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画推進審議会を開催し、特定健診、特定保健指導、保健事業の進捗報告を行いました。引き続き、そちらの推進審議会での意見を踏まえまして特定健診、保健指導を含むそれぞれの保健事業につきましては、大阪府の運営方針に沿って進めてまいりたいと思います。

前波会長：ただいまの報告について、ご意見、ご報告はございませんか。

質問などがないようですので、これで終了させていただきます。なお、会議録等の文書整理につきまして会長一任ということでご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

前波会長：ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

閉会の前に事務局より連絡などありましたらよろしくお願いします。

堤下課長：事務局よりご案内申し上げます。

次年度の本協議会につきましては、本年度と同様に年2回を予定しております。次回の協議会は、本年11月頃を予定しております。委員の皆様には事前にご案内を送付させていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ご案内は以上です。

前波会長：それでは、以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。

本日は貴重なお時間を頂戴し、ご協力いただきありがとうございました。

お疲れさまでした。

會議錄署名

会 長

---

委 員

---

委 員

---